

平成 26 年 8 月 29 日

問い合わせ先

国土交通省海事局

船員政策課

伊崎 内線) 45-103

木内 内線) 45-133

直通) 5253-8651

FAX) 5253-1643

第 11 回 ILO 海事協議会の概要について

国土交通省海事局は、国際労働機関（ILO）の活動に関する事項のうち海上労働に係るものについて協議を行うため、ILO 第 144 号条約に基づき、政府、使用者及び労働者の代表者による「第 11 回 ILO 海事協議会」を開催いたしました。

1. 日 時

8 月 27 日（水）10：00～12：00

2. 場 所

中央合同庁舎 2 号館 15 階 海事局会議室

3. 出席者

(1) 労働者代表

全日本海員組合政策局長、同国内局国内部長、同水産局水産部長（代理出席）

(2) 使用者代表

一般社団法人日本船主協会海務部長（代理出席）、日本内航海運組合総連合会審議役、一般社団法人大日本水産会事業部部長、一般社団法人日本旅客船協会労海務部長

(3) 政府代表

国土交通省海事局船員政策課長、同安全衛生室長、同国際業務調整官、同課長補佐

水産庁漁政部企画課課長補佐（漁業労働班長）

4. 会議の概要

2014年 ILO 年次報告関連について

事務局から本年の年次報告の内容を説明いたしました。

本年、ILO 事務局より提出を求められている 10 条約のうち、本協議会の対象となるのは、○を付した海上陸上の労働に共通する条約 2 本、及び◎を付した海上労働に関する条約 4 本です。

◎船舶の滅失または沈没の場合における失業の補償に関する条約（第 8 号）

◎海員に対する職業紹介所設置に関する条約（第 9 号）

◎海上に使用せらるる児童及び年少者の強制体格検査に関する条約（第 16 号）

◎海員の雇入契約に関する条約（第 22 号）

○国際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約
（第 144 号）

○民間職業仲介事業所に関する条約（第 181 号）

上記条約について、前回報告時（第 144 号については 2012 年、第 181 号については 2010 年、その他については 2009 年）からの変更点は以下のとおりです。

《主な変更点》

- ◎ [第 8 号] 船員の適用を受ける船員数及び対象事業者数
2014 年：74,892 人、6,529 事業者（2009 年：82,953 人、7,580 事業者）
- ◎ [第 9 号] 地方運輸局等の船員労政課等を通じて雇用された船員数
2014 年：5,618 名（2009 年：6,590 名）
- ◎ [第 16 号] 船員の健康証明書に係る船員法第 83 条違反件数
2014 年：2 件（2009 年：5 件）
- ◎ [第 22 号] 全国の船員労務官の配置数
2014 年：179 人（2009 年：175 人）
- [第 144 号] ILO 海事協議会の参集者
2014 年：国土交通省海事局船員政策課長（2012 年：国土交通省大臣官房参事官）
- [第 181 号] 派遣船員として雇用されている船員の一日あたりの平均数
2014 年：3,098 人（2010 年：2,125 人）

※なお、我が国において 2014 年 8 月 5 日に発効した海上労働条約については、2015 年に年次報告をする予定となっております。